六　市町村長は、固定資産税に係る令和10年度又は令和11年度における在来分の家屋のうち、令和10年１月１日又は令和11年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、その令和10年度又は令和11年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

［七　略］

別表第２　田又は畑の指定市町村表

（田）

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	勇払郡　　厚真町
［略］	［略］
沖　縄　県	石垣市

（畑）

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	空知郡　　上富良野町
［略］	［略］
熊　本　県	上益城郡　　甲佐町
［略］	［略］

別表第７の２　山林の指定市町村表

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	足寄郡　　足寄町
［略］	［略］
山　梨　県	山梨市
［略］	［略］

別表第９　木造家屋経年減点補正率基準表

１　専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
70,990点未満		70,990点以上111,160点未満		111,160点以上171,420点未満		171,420点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

六　市町村長は、固定資産税に係る令和７年度又は令和８年度における在来分の家屋のうち、令和７年１月１日又は令和８年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、その令和７年度又は令和８年度の価額を本節五によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第１節から本節三までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

［七　同左］

別表第２　田又は畑の指定市町村表

（田）

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	美唄市
［同左］	［同左］
沖　縄　県	名護市

（畑）

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	河東郡　　音更町
［同左］	［同左］
熊　本　県	菊池郡　　菊陽町
［同左］	［同左］

別表第７の２　山林の指定市町村表

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	北見市
［同左］	［同左］
山　梨　県	南巨摩郡　　南部町
［同左］	［同左］

別表第９　木造家屋経年減点補正率基準表

１　専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
61,190点未満		61,190点以上95,820点未満		95,820点以上147,770点未満		147,770点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］